

令和2年8月18日

ご利用団体各位

千葉県ふれあいプラザ  
ふれあいホール

## 本年9月以降における一部一般スポーツ種目の利用制限拡大について

平素はふれあいホール利用につきまして、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ご利用団体に各種利用制限および多大なるご協力をお願いいたしまして重ねてお礼申し上げます。

しかしながら、今もって新型コロナウイルス感染の拡大傾向が続いておりますがその状況下、  
標題の件につき、一部一般スポーツ種目の制限をつけさせていただきたいと思っておりますのでご利用団体には更なるご協力を賜りますようご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 制限する一般スポーツ種目

バスケットボール

社交ダンス(パーティー形態、既に利用制限中です。)

2. 制限期間:令和2年9月1日(火曜日)～制限解除日(未定)

3. 制限理由:基本的にソーシャルディスタンスが保てないと判断される種目であること  
(競技中、接触することを前提とする競技およびお互いの距離が保てない競技に該当)

### 注意

- (1) 令和2年9月1日(火曜日)現在、既に同スポーツ種目の「利用許可証」を発行している予約についてもご利用できません。

既にご利用料金をお支払いいただいている予約は利用料金をご返金いたします。

- (2) 令和2年9月1日(火曜日)の抽選(11月1日以降該当)における同スポーツ種目の仮予約は無効となります。

- (3) 上記以外の一般スポーツ種目は予約および利用料金について通常通りとなります。

【ふれあいホール「スポーツ利用」にあたって(9月以降の利用について)】における守っていただきたい事項を遵守していただきご利用ください。

(利用料金は予約日の前2週間を経過しますと、ご利用の如何にかかわらず、利用料金をご負担いただきます。)

以上